

## 第13回市民協働指針検討委員会 会議録

日 時	平成19年7月17日(火) 18:45~21:00
場 所	第2委員会室
出席者	委 員 泉谷 清、小杉 恵津子、吉田 愛子 久保 純一、松本 史典 恵庭市 企画財政部次長 北林 剛 広報広聴課長 吉田 真俊
<p>1. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局： 前回にひきつづき、2ページから修正していきます。</p> <p><a href="#">⇒修正内容へ</a></p>	

# 1 現在のまちづくり

## 恵庭市内

恵庭市では、**市民**のまちづくりを進めることを目的とした行政への参加や協力など、市民活動団体やボランティア団体の積極的な取り組みがみられます。また、~~地域においては、福祉や環境、防災など様々な分野で、町内会や各種団体、NPOなどが主体となった地域活動が活性化しています。隣人の顔も知らず挨拶も交わさないなど、希薄化したコミュニティ再生への糸口となりうる、身近で地域に密着したまちづくりへの関心が高まっており、コミュニティスクール活動、自主防災組織の結成といった取り組みが広がりを見せています。~~

## 向けた

~~行政においても、情報公開制度や広報誌、インターネットでの情報提供、**審議会**等の会議や会議録の公開など、市民との情報の共有化のための取り組みを進めています。~~

## では

~~、**情報公開制度の整備など**、~~

## 各種

~~さらに、「**審議会等の委員の公募**」、「パブリックコメント制度」などにより、様々な施策の~~

## から

## 進めています。

~~計画段階での市民参加の機会の充実を図っています。~~

### <コミュニティ>

市民一人ひとりの個人的なつながりから、地理的範囲を条件とするもの、共通するテーマを条件としたり事業目的が共通するなど、一定の共通点のある個人や団体の“まとまり・結びつき”をいいます。

### <NPO>

英語の Non-Profit Organization の頭文字をとったもので「民間非営利組織」と訳されています。このうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、国の認証を受けた団体が、法人格を持つ「NPO法人」です。

活動は、営利を目的とする企業等とは異なり、利益を関係者に配分しないことを基本として、継続的で環境や福祉、教育などの広い分野での社会的・地域的課題の解決を目的としています。

### <パブリックコメント制度>

市の重要な施策や計画、条例などを策定・制定していく中で、その施策などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくとともに、意見などに対する行政側の考え方や結果を公表するものです。恵庭市では、平成17年度から導入しています。

## 2 市民協働のまちづくりの考え方

### 1) 市民協働のまちづくり

「地方分権一括法」の施行で、対等・協力を基本とする国と自治体の新しい関係が構築され、これまで以上に地域の主体性や政策立案能力が問われることになりました。

また、国の画一的なまちづくりに長く依存した結果、かつての地域社会を成り立たせていた“~~自立・自助・互助~~”の精神が弱まりつつあります。こうした状況の中、まず市民自身が問題解決のために努力し、出来ない場合は、地域や行政で解決にあたるという補完性の考え方が必要となります。このためには、~~これからのまちづくりは行政だけに任せてしまうのではなく、補完性の考え方を基本としながら、最適な市民と行政の協力・連携関係をつくりあげていくことが必要不可欠です。~~また、市民の知識や技術、経験、行動力をこれまで以上に活かし、市民一人ひとりがさまざまな団体や個人の活動を通して、自らの考えでまちづくりに関わっていくことが求められています。

市民と行政がそれぞれの価値観や特性をお互いに理解し、役割を担い合い協力して共にまちづくりに取り組んでいく“市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり”を進めます。

#### <地方分権一括法>

475本の法律改正から成る法律「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称名で、地方分権改革の柱として、平成12年4月1日に施行されました。主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行い、国が地方の自主性と自立性を十分に確保することとされています。

#### <補完性>

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず当事者である市民自身やその家庭で解決し、それができない場合は地域で、それでもできない場合は行政が解決にあたるという考え方です。これは、誰が、どのように問題を解決することが効果的で効率的か、ということを考え、見極めることでもあります。また、地域が問題解決に当たる場合には、市民活動団体等を含めた市民相互の協働と連携が必要となります。

#### <協働>

異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有しそれぞれの資源(人的あるいは物的資源)を持ち寄り、その特性を活かしながら、それぞれの自主性のもと、対等の立場で、協力してともに働くことです。まちづくりでは、市民と行政、市民相互の協働が考えられます。

## 2) 市民協働のまちづくりの基本原則

市民と行政とが共通の認識を持つとともに、協力と連携に基づく良好なパートナーシップを築き、それぞれの役割を担いながら市民協働のまちづくりを進めるための基本原則を定めます。

### ① 相互理解と共通認識の原則

市民と行政は、情報の交換を密接に行いながら情報格差を無くし、お互いの価値観や特性を正しく理解し合うとともに、協働の目的の共通認識を明確にします。

### ② 主体性と自主性の原則

市民と行政は、サービスを受ける側と提供する側ではなく、まちづくりの対等なパートナーであり、それぞれがまちづくりの主体であると認識します。

また、お互いがもたれ合う関係でなく、支え合う関係をつくりあげ、自主的にそれぞれの能力を十分発揮し、自立性や専門性を高め合い、相互に補完しながらまちづくりを考えます。

### ③ 評価と公表の原則

市民協働で実施した事業を評価して、その内容を公表し、新たな事業に活かします。

また、それぞれが持つ情報や評価の情報を広く公開、周知し、新たな協働へのきっかけとしていきます。



3) 市民と行政の領域

まちづくりには、市民と行政が~~独自に~~その責任と主体性で行う領域~~から~~、それぞれが対等の立場で、役割分担しながら~~連携と協力により~~行う協働の領域があります。

市民協働を効果的なものとするため、~~それぞれの領域における役割分担についての~~相互理解を深め、市民と行政が合意のもとまちづくりを担い合います。



